

議案第 55 号

亀山市福祉事務所設置条例の一部改正について

亀山市福祉事務所設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 8 月 28 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第           号

亀山市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

亀山市福祉事務所設置条例（平成17年亀山市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。